

第4回 成田市景観まちづくり市民懇談会 会議概要

1 開催日時

平成24年6月29日(金) 午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 3階 第三委員会室

3 出席者 (*職・氏名の記載の順序及び方法は、任意です。)

(委員)

黒田委員代理(宮崎氏)、青木委員、清宮委員、湯浅委員、大野委員、
大木委員代理(岩澤氏)、富山委員、伊藤委員代理(比田井氏)、山田委員、
玉井委員、中山委員、佐々木委員

(事務局)

都市計画課 宇澤課長、藤掛主幹、後藤副主幹、富澤主査、飯島主任主事、
古舘主事補

(コンサルタント)

株式会社LAU公共施設研究所 吉岡部長、牧野主任、仁司技師

4 概要

はじめに「景観計画の基本目標と基本方針」について報告を行い、その後「景観ゾーン・景観軸・景観拠点の景観形成の考え方」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、「重点的に景観形成を図る地区」について事務局より説明を行ったのち、質疑応答を行う。

以下、意見交換された主な質疑応答内容

① 罰則制度について

委員A 届出対象行為では、一定規模以上のものは届出するということだが、罰則を設けなければ届出をすれば何をしてもよいという話になるのではないか。違反した場合には、最終的に壊す或いは罰金を科すなどをしないと景観がよくなると思うがどうか。

事務局 本計画は景観計画に基づく計画であり、景観法では既に罰則制度を設けている。例えば届出をしない場合や嘘の届出をした場合など、景観法では20～30万(30万円以下)の罰金が科せられることとなっている。

委員A 例えばP-21「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の届出対象行為の項目に、樹木の植栽又は伐採がある。

先日都市計画課に、困護台周辺で1,000㎡を越える造成工事に伴う樹木の伐採が行われていることについて話をしたが、開発の届出をしていないとなると問題ではないか。

事務局 現在は、伐採行為に対する届出の決まりは無いので、都市計画の制度上、届出が上がってこないものに対して誘導する事は難しいが、(景観計画の

中では) きめ細やかな基準を設定することで、伐採を抑制するという考え方はある。

委員A 景観条例制定後には、既に造成が終わり建物が建っていると思うが、既存の者について壊せないことに矛盾を感じる。

事務局 話の時点では、建築物の計画はなく、伐採の面積が決まった段階である。

委員A 囲護台周辺はもともと森林だったが、ミニ開発と称して 1000 m²以上の開発をしている。それに対して行政として指導をしないのはどうなのか。

事務局 現在、行政として指導する基準がない。

開発行為も単に樹木を伐採しただけでは開発行為とならず、建築を目的とした行為が前提となる。通常管理行為で、個人の財産を伐採する事に対して制限を加える事はできない。

今の開発行為の制度ではこのような仕組であるが、景観法による樹木の伐採では、伐採自体が対象となるので、本計画の策定後には大規模な樹木の伐採行為は、景観に配慮してもらう事も可能となる。

委員A 樹木の伐採及び植栽の届出規模は 500 m²にしたらどうか。

事務局 提案をいただければ、きめ細やかな誘導という事で、そうすることも可能である。

② 空港騒音による移転空地の景観について

委員B 久住地区では空港騒音でかなりの件数の移転が行われているが、その移転に伴う空地利用について考えるのは、成田市か空港会社か。

現在、空地の利用で花などの植栽が行われているところが点在しているが、景観としてみた場合にバラバラである。点在したものを総合的に捉えると、面積は 1,000 m²を超えている。それについてどう考えるか。

事務局 所有地が空地の場合は、空港会社が所有していると思われる。

管理の考え方については、例えば、農地であれば耕作放棄地のような部分は、景観を壊す要因になると思う。そのような場合、景観の観点からは、適正な管理をお願いするべく空港会社に申し入れることとなる。

委員B 成田市では、こうした(地域にそぐわない)景観がかなり点在しているが、その管理は空港会社に任せるのか、それとも成田市で行うのか。

事務局 管理している空港会社が行うべきと思われる。景観計画では、大規模な行為をする場合は届出をする事になる。例えば、緑が無くなる場合は、もともとあった緑が感じられるよう、連続性を保てるように周りを植栽するなどそういった基準となる。

委員B そうすると空港会社に訴えるしかないのか。

事務局 あくまで個人の管理の話になるので、意見が出た事を空港会社側に持ち込む事はできるが、規制まではできない。

方針で管理面について基本的な考え方を示しておく、制限という形で縛るところまではできないが、今後お願いしやすくなると思う。

委員B 景観とは連続的な整理だと思うので、連続性の整理をお願いしたい。

事務局 基本方針にその内容について盛り込んでおくと指導しやすいので、文言の盛り込みを検討したい。

③ 上位・関連計画の景観に関する事項の提示について

委員C 本景観計画は、新総合計画や都市計画マスタープラン等の上位関連計画に即さなければならないので、各計画の景観に関連する項目を提示してほしい。そうすると、具体的な内容がより見えやすくなると思う。

事務局 指摘のものに加え、環境基本計画や、緑の基本計画、農業振興計画等とも関連があるので、これらの計画の中で景観に係わる事項について整理する。

④ 建築と景観の届出について

委員D 行為の制限について建築基準法など様々な法律に基づく届出があるが、両方で届出が必要になるのか。例えば、行為の制限で高さ 13m とあるが、建築基準法とどちらの法律が優先されるのか。

事務局 建築基準法、都市計画法それぞれに基づく申請は変わらず、景観法に基づく景観計画の届出が新しく追加されることになる。

委員D 他の法律が優先されるのか。

事務局 建築確認の行為は別の法律の行為となる（ので優先順位はない。）
例えば、色調が基準を逸脱しているなど、景観形成基準にそぐわない場合は、変更してもらおうというお願い行為が発生する。また、建築行為や許可制度に絡まなくても、（対象規模以上であれば）塗替えをする場合等に、色彩基準により届出てもらおうことになると思う。

⑤ 市民発意による重点的に景観形成を図る地区の申請方法について

委員B 市民発意による重点的に景観形成を図る地区の申請はどのようにして出すのか。

事務局 窓口は都市計画課である。景観計画の策定に伴い、景観条例も制定されるので、その条例で地域住民の手続きの方法について整理するとともに、どのような提案ができるかという事を設定する。

⑥ 原風景の復元について

委員B 久住地区は昔里山だったが、空港騒音の影響でどんどん移動させられて、それにより空地が点在し、虫食い状態になってしまったので、元の景観に戻してほしい。そういう事を重点的にしてほしい。

事務局 久住地区、中郷地区では、下総台地特有の谷津のある斜面林の地形が大切であり、原風景に復元したいということは理解できる。方針に謳い込む考え方はあると思う。騒音下という事で、久住地区、中郷地区、その他の地区でも斜面林の保全や復元という（方針へ盛り込むための）提案があっても良いと思う。

⑦ 候補地区の考え方について

委員B 候補地区は、既に挙がっている 6 地区で決めてしまうのか。その他の地区については、住民からの要望がなければ加えられないということか。

事務局 既に示している 6 つの候補地区については、平成 9 年の都市景観形成基本計画を策定した際に、特徴的・重点的地区として位置付けていたところをピックアップしている。本会議で、(6 地区以外にも) もっと提案して頂ければ検討の余地はある。運用を開始してから提案があったところは検討して計画に入れ込めるようにするので、市で既に検討しているというよりは、住民からの提案が主になると思う。

⑧ 市民発意による候補地区の窓口と条件設定について

委員 C 市民発意の場合の窓口はどのようになるのか。個人の単位で聞き入れてもらえるのか、或いは地区の問題なので、区長レベルで申請をしなければいけないのか、市民側の発意をどのように持っていくのかをもう少し具体的にした方が分かりやすい。また、自分の住んでいるところを美しくしたいという気持ちは皆同じだと思うので、仮にそこもここもなった場合に、もう少し条件が具体的になっていた方が発意する側も選定する側も困らないと思う。

事務局 それについては、景観計画に指定方針として定める予定である。また、景観法では、景観計画を住民提案によって策定できる制度があり、その場合は、土地所有者の三分の二の同意また区域面積 0.5ha 以上となっている。さらに、地区の所有者全員の同意が必要な景観協定という制度もある。今後はそういったものも参考にしながら決めていきたい。

⑨ 成田山周辺の区域について

委員 A 重点区域の中で、成田山周辺について曖昧な表現となっているが、どこからどこまでの区域なのか。

事務局 次回の懇談会で成田山周辺の街歩きを行う予定でいるので、一度街歩きをして区域設定を決めたいと考えている。

⑩ 公共施設における管理の考え方について

委員 E 橋梁等は、河川を跨いで県と市で管轄が分かれる場合があるが、その場合例えば橋梁の一方では除草されているが、もう一方ではされていないといった場合、どのように調整するのか。また、橋梁の色の塗替えを行う場合についても、現在、都市計画課で他都市と調整しているのか。

事務局 橋梁については、今まで景観に対する基準が無かったため都市計画の協議は行っていない。今後、公共施設の景観に関するガイドラインを策定する予定であり、道路管理課以外にも国・県道、河川についてもガイドラインに従って協議していきたいと考えている。

また、今後景観計画策定審議会という組織に、公共施設の管理者以外にも東京電力やNTTにも入って頂き、協議をする考えでいる。河川管理についても、河川の一定の区間を重点的にするという方針を立てると、おのずと管理も良くなると思う。

また、管理費用の面も出てくるので、今後、施設管理者と協議する中で、お願いということ決めていきたい。

⑪ 景観条例の強制力について

委員C 景観条例は、各自治体によって、強制力を持たせたものもあれば、お願いレベルのものもあるが、企業に対してある程度強制力を持たせるのは現実的に難しいと思う。但し、時間をかけてつくってきた本計画が骨抜きになるのはもったいない。よって、行政側が関与する行為については、ある程度強制力をもって街の景観を正していくべきだと思うので、行政側の行為については景観条例に即してもらいたいと思う。

⑫ まとめ

(座長) 本日出された意見は、今後の方策に活かしていくという事で、まとめて景観計画策定審議会の方には報告をしていくこととする。

